

令和元年第8回霧島市農業委員会定例総会	
日 時	令和元年8月30日（金） 午後1時45分
出席委員 （18名）	2番 今川 芳信      3番 二月田 努      4番 間世田 恵      5番 西代 秀子 6番 岡村 勝敏      7番 中村 優志      8番 松下 さえ子      9番 山之内 悟 10番 中園 真一      11番 長崎 恵里子      12番 田代 一友      13番 今吉 藤雄 14番 笹峯 久雄      15番 大山 茂美      16番 今村 浩一      17番 東鶴 昭雄 18番 常盤 信一      19番 槐島 睦夫
事務局 振興農地グループ	事務局長 内田 大作      グループ長 富久 亮二      サブリーダー 福田 智和 主 査 有村 真一      主 査 山下 良太      主任主事 長友 藍子 主任主事 水迫 時巳
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農地利用変更届」について 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について 5 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の許可決定」について 6 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 8 「強制競売による買受適格証明願（耕作目的）」について

開会 午後1時47分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは令和元年第8回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席農業委員は19名です。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程は、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の訂正箇所を報告〕
議長（会長）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は17番委員と18番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が1件提出されましたので、審議を求めます。それでは調査委員の意見報告を求めます。国分の1を2番委員。
2番委員	1番。届出地は、国分西小学校の西に位置しており現況は不耕作地である。利用変更目的は農業用倉庫を建設するものである。工事内容は現状のまま利用するものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないものと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

議長（会長）	調査委員による報告が終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」については、受理することにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議ございませんので、本案件は受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）の意見決定」について

議長（会長）	次に議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転4件、利用権設定56件、中間管理権の設定23件の合計83件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が13件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転4件、筆数31筆、面積58,230㎡、利用権設定56件、筆数174筆、面積436,784㎡、中間管理権の設定23件、筆数37筆、面積50,922㎡につきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。ただ今の報告について、ご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。ただ今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので、お諮りいたします。議案第1号農用地利用集積計画（案）の意見決定については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請の所有権移転15件、贈与3件、使用貸借権の設定2件の計20件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の意見・報告を求めます。まず国分の1と2を9番委員。
9番委員	はい、1番を報告させていただきます。申請地は平山小学校の南東に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,659㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 次に2番を報告いたします。申請地は平山公民館の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,659㎡で下限面積要件

	<p>を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で終わります。</p>
議長（会長）	<p>次に、国分の3から9までを16番委員。</p>
16番委員	<p>3番を報告いたします。申請地はこがのもりコミュニティ広場の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,497㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に4番と5番は受け人が同一人ですのでまとめて報告をさせていただきます。4番の申請地はこがのもりコミュニティ広場の西に位置し現況は田である。5番の申請地は姫城地区コミュニティ広場の南に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,100㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に6番から8番までは受け人が同一人ですので一括して報告をさせていただきます。申請地は野平公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は22,457㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして9番です。申請地は姫城公民館の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,417.28㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、国分の10と11を18番委員。</p>
18番委員	<p>10番です。申請地は平山地区公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,675㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。</p> <p>次に11番を報告いたします。申請地は上之段地区公民館の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は28,466㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に溝辺の12を1番委員。</p>

1 番委員	<p>1 2 番を報告します。申請地は大住公民館の北に位置し現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8, 5 3 9 m<sup>2</sup>で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、霧島の13と14を10番委員。
10 番委員	<p>13番です。申請地は霧島保健福祉センターの北に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3, 4 0 8 m<sup>2</sup>で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に14番です。申請地は栢田自治公民館の東に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は20, 6 6 1 m<sup>2</sup>で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人の15と16を8番委員。
8 番委員	<p>15番を報告いたします。申請地は上小鹿野公民館の北に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は22, 9 3 0 m<sup>2</sup>で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に16番です。申請地は下平公民館の南西に位置し現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは社会福祉法人である。社会福祉事業を行うにあたり事業利用者が本申請地において農業を行いたいとの申請である。当申請は3条の不許可の例外にあたるため、許可相当であると思われる。なお、農業機械は完備しており、権利取得後の耕作予定面積は3, 2 1 8 m<sup>2</sup>である。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人の17を7番委員。
7 番委員	<p>17番を報告します。申請地は松永郵便局の北東に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4, 5 1 3 m<sup>2</sup>で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、福山の18から20までを19番委員に代わり5番委員。
7 番委員	<p>はい、18番から20番を代読いたします。18番と19番は受け人が同じ方ですのでまとめて報告いたします。18番の申請地は国分南小学校の北に位置し、現況は畑である。19番の申請地は福山総合支所の東に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。</p>

	<p>取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2794㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に20番を報告いたします。申請地は比曾木野地区コミュニティセンターの南西に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,641㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われます。報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>調査員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長（会長）	<p>ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">〔全員挙手〕</p>
議長（会長）	<p>全員賛成であります。よって、本案件は全件許可することに決定いたしました。</p>

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	<p>次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農振編入1件について、市長より意見を求められておりますので当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。農振編入の国分の1を17番委員。</p>
17番委員	<p>1番を報告いたします。申出地は黒石岳森林公園の南に位置しており、現況は山林である。編入目的は、経営規模拡大を図るにあたり、※※※※事業を活用し、飼料畑の造成等を行い、放牧地として利用するものであり、申出地を農用地へ編入することは問題ないものと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、調査員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありませんか。</p>
2番委員	<p>はい。</p>
議長（会長）	<p>2番委員。</p>
2番委員	<p>※※※※事業というのは、国の事業ですか。補助はどのくらいですか。</p>
議長（会長）	<p>事務局。</p>
事務局	<p>国の事業です。国県補助になりますので、国が※※%、県が※※%です。</p>
議長（会長）	<p>ほかにご意見、ご質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長（会長）	<p>はい、それでは質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振編入1件については、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">〔全員挙手〕</p>
議長（会長）	<p>はい、全員賛成であります。よって、本案件は「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。</p>

△ 議案第5号 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	<p>次に議案5号「農地法第5条の農地転用事業計画変更承認申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請が1件提出されましたので審議を求めます。それでは、調</p>
--------	--

	査委員の意見報告を求めます。国分の1を18番委員。
18番委員	1番を報告いたします。申請地は川内地区公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は看板用地として利用するものである。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。周囲の農地の用水路、排水路は確保されており。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上報告します。
議長（会長）	調査委員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第5条の農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は、承認することに決定いたしました。

△ 議案第6号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が4件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1を18番委員。
18番委員	1番を報告いたします。申請地は霧島市水道部の東に位置し、現況は畑である。農地区分は1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われる。転用目的は貸資材置場として利用するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する5条申請地の2,728㎡を一体利用するもので、またその同意は得られている。全体計画面積は2,915㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人の2を17番委員。
17番委員	2番を報告します。申請地は上野公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は1筆が1種農地の集落接続施設に該当し、もう1筆は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は貸資材置場、貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に牧園の3を4番委員。
4番委員	3番を報告いたします。申請地は中津川地区公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に福山の4を15番委員。
15委員	4番を報告します。申請地は福沢公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。

1 2 番委員	はい。
議長（会長）	1 2 番委員。
1 2 番委員	1 番の件について、既存施設の拡張となっていますので、既存の部分を教えてもらえませんか。
議長（会長）	事務局で表示ができると思います。暫くお待ちください。
事務局	[プロジェクターにて地図を投影し説明]
議長（会長）	1 2 番委員よろしいですか。
1 2 番委員	はい。
議長（会長）	ほかにご意見・ご質疑はありませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長（会長）	それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員賛成]
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、9月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が29件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1を18番委員。
1 8 番委員	1番を報告いたします。申請地は霧島市水道部の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われる。転用目的は貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接する4条申請地2, 276㎡を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は、2,915㎡であります。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしており、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分の2を17番委員。
1 7 番委員	2番です。申請地は国分北小学校の西に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅22棟と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分の3を16番委員。
1 6 番委員	3番です。申請地は下井公民館の南に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に溝辺の4を17番委員。
1 7 番委員	4番を報告いたします。申請地は宮脇公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は牛舎・堆肥舎・運動場を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害

	防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分の5と6を2番委員。
2番委員	<p>5番を報告します。申請地は国分上小川小学校の北に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅7棟を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に6番を報告します。申請地は国分京セラ工場の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分の7から13までを9番委員。
9番委員	<p>7番から13番までを続けて報告します。まず7番です。申請地は国分駅の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅2棟を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に8番を報告します。申請地は国分単人クリーンセンターの北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に9番を報告します。申請地は自衛隊国分駐屯地の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に10番を報告します。申請地は国分青果市場の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に11番を報告します。申請地は国分児童体育館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に12番を報告します。申請地は国分インターチェンジの北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画</p>



	<p>書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に13番を報告します。申請地は国分インターチェンジの北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に国分の14を16番委員。
16番委員	<p>14番を報告します。申請地は国分北小学校の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は運動場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分の15と16を18番委員。
18番委員	<p>15番です。申請地は川内地区公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は看板用地として利用するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に16番を報告します。申請地は野平公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に溝辺の17と18を13番委員。
13番委員	<p>17番を報告します。申請地は丹生附公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は通路として利用するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に18番を報告します。申請地は桑迫公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に溝辺の19を14番委員。
14番委員	<p>19番を報告いたします。申請地は崎森地区公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に横川の20を6番委員。

6 番委員	20 番を報告いたします。申請地は霧島温泉駅の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に牧園の21を11番委員。
11 番委員	21 番を報告いたします。申請地は中福良公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人の22から24を5番委員。
5 番委員	22 番を報告いたします。申請地は小田東公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅2棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 次に23番です。申請地は富隈地区公民館の北に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 次に24番です。申請地は隼人人権啓発センターの東に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。終わります。
議長（会長）	次に隼人の25と26を7番委員。
7 番委員	25 番を報告いたします。申請地は隼人駅前公園の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 26 番を報告いたします。申請地は隼人駅前公園の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人の27から29を8番委員。
8 番委員	27 番を報告いたします。申請地は高畑公民館の南に位置し、現況は雑種地である。なお、平成29年3月頃造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性

	<p>も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に28番です。申請地は高畑公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅2棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に29番を報告します。申請地は始良保健所の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は廃車置場として利用するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	はい、ただ今調査委員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質問はありませんか。
2番委員	はい。
議長（会長）	2番委員。
2番委員	事務局にお尋ねします。7番の申請は、一般住宅2棟となっております。一般住宅は概ね500㎡までとなっておりますが、決まりではなく目安との説明を先月受けました。2棟であれば1,000㎡でも構わないということになりますが、そのところを説明してください。
議長（会長）	事務局
事務局	親子で2棟建てるということで、特に分筆をせずに2棟建てるという申請になっております。
事務局	補足になりますが、以前も一般住宅と資材置場で1,000㎡を超える申請がありましたが、あくまでも一般住宅500㎡は目安であります。よって2棟だから500㎡かける2ではございません。あくまでも配置図を見て、2棟建築した場合、残地に無駄がないか、ちゃんとした計画があるかなど、配置図を見て問題がなければと考えております。
2番委員	くどいようですが、2棟の申請で、結果的に1棟しか建たなかった場合、そのような場合もあるのではないですか。
議長（会長）	事務局
事務局	今回の申請人はお一人でしたが、申請時に税の事や親と共有名義にするのかなど、色々考えて申請されると思います。私どもが申請書類を確認する際、2棟の資金があるのか、計画や配置などはちゃんとできているのかというところを判断します。家を建てる時に共有名義でなければいけないとか、親と子に分割しなければいけないとかは、申請人の考えによるところになると思います。よって、親子で家を建てられるときに、建てる方の2棟分の資金証明や配置図などが添付され、被害防除計画等がちゃんとできておれば、親と子でわざわざ分けるのではなくて、一人の申請で2棟を建築することも可能ではないかと考えているところです。
議長（会長）	はい、このような内容については、また、勉強会をしてみたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。ほかにご意見・ご質問はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第7号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕

議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、9月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。
△ 議案第8号 「強制競売による買受適格証明願（耕作目的）について	
議長（会長）	次に、議案第8号強制競売による買受適格証明願（耕作目的）についてを議題といたします。当委員会に対し、強制競売の買受適格証明願（耕作目的）が1件提出されましたので審議を求めます。なお、落札後、農地法第3条の許可申請があった場合の取り扱いについても同時に審議を求めます。それでは調査委員の意見報告を求めます。1番を16番委員。
16番委員	1番を報告します。申請地は国分西小学校の北西に位置しており、現況は田である。受人の※※さんは規模拡大という申請理由であり、耕作意欲はある。また、農機具は完備している。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われるため、買受適格者であると思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員の意見報告が終わりました。ただ今の意見について、ご意見、ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第8号「強制競売による買受適格証明願（耕作目的）」については、買受適格者であるとの意見ですが、これについて「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は買受適格者として「承認」することに決定いたしました。次に、落札した買受適格者より、農地法第3条の許可申請があった場合の取り扱いについてを審議いたします。本日、買受適格者の審議が完了していることから、農地法第3条の許可申請があった場合、審査を省略し会長の判断で処理することもできますが、いかが取り扱いますでしょうか。
	〔「会長一任」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	会長に一任という意見がございましたので、ここでお諮りいたします。落札した買受適格者より、農地法第3条の許可申請があった場合、会長の判断で処理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、落札した買受適格者より、農地法第3条の許可申請があった場合、会長の判断で処理することに決定いたしました。以上で、令和元年第8回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次に、「その他」はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ないようですので、以上で令和元年第8回霧島市農業委員会定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正して下さい。一同、礼。

閉会 3時00分

15番

16番

19番